

## 廃バッテリー輸出

# バー・ゼル法改正は大詰め

韓国向け新規承認再開

使用済み鉛蓄電池（廃バッテリー）の韓国向け新規輸出承認が再開した。6月に韓国で鉛二次精錬業者の不正廃棄問題が発生して以降手続きが止まっていたが、韓国の環境当局から適正処理に問題はないとの回答があつたため、経済産業省と環境省は11月後半から手続きを再開。7月以降に輸出業者から出されていた承認申請は、この1ヶ月で大半が手続きを終えたもようだ。

6月の不正問題発覚を受け、日本の環境省は韓国側に対して外交ルートも使い、適正処理に関する確認作業を行ってきた。だが韓国

側からは明確な回答がなかつたため、輸出業者から新規の廃バッテリー輸出申請があつて、日本と韓国も両省で手続きを基本的に行つてきた。

しかし、10月に韓国

側から不適正処理は行われていない旨の連絡があつた。日本で廃バッテリーなど特定有害廃棄物の輸出入を規制

ある韓国が問題ないとすれば「こちらで手続きを止めると根拠はなくなる」（官庁関係者）。11月中旬以降は、6月の事件発覚前と同じ基準で新規輸出承認の手続きを進めている。新規承認の停止が続けば韓国向け輸出が大きく減る可能性も取りざたされたが、こうした見方

するバー・ゼル法は、O ECD加盟国に対しては相手国の処理に関しても直接確認する項目がない。

このため、加盟国では現状の改正議論が進められており、きょう26日に両省による第3回合同会議が開かれる。新年度通常国会での改正を目指すが、第2回会議ではそれに先立ち不適正事例に対し主体的に確認・規制できる態勢を整えることが必要だと意見も出た。第3回でもこうした議論が交わされるとみられる。外為法の通達や告示の改正により、輸出承認取得から1年間の有効期限内でも不適正処理の疑いがあれば輸出を止められるようになります。このことなどが先行実施できるとの見方があ

はなくなつた。